

◎新潟県告示第772号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
8月3日（月）	午前10時から正午まで	魚沼市全域
8月4日（火）	午後1時から3時30分まで	
8月5日（水）		
8月6日（木）	魚沼市地域振興センター	
8月7日（金）	伊米ヶ崎公民館	
8月17日（月）	広神コミュニティセンター	
8月18日（火）	須原第一体育館	
8月19日（水）	魚沼市役所旧入広瀬庁舎	
8月20日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会